



RIETI Discussion Paper Series 22-J-042

## 福祉サービス第三者評価と保育の質との関連：現状と課題

藤澤 啓子

慶應義塾大学 / 東京財団政策研究所

杉田 壮一郎

慶應義塾大学 / 東京財団政策研究所

深井 太洋

筑波大学 / 東京財団政策研究所

中室 牧子

経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

## 福祉サービス第三者評価と保育の質との関連：現状と課題\*

藤澤啓子（慶應義塾大学・東京財団政策研究所）

杉田壮一郎（慶應義塾大学・東京財団政策研究所）

深井太洋（筑波大学・東京財団政策研究所）

中室牧子（慶應義塾大学・東京財団政策研究所・経済産業研究所）

### 要 旨

本研究は、東京都福祉サービス第三者評価結果の分析を通して保育所における第三者評価事業の目的「事業者が提供する福祉サービスの質の向上」及び「利用者のサービス選択に資するための情報となること」が達成されているかを検証することを目的とした。分析対象とした2018～2021年度実施の3084の認可保育所に対する第三者評価結果では、「共通評価項目」と「利用者調査」ともに高い実施率となっているために、保育所間の差異がとらえにくく、質の向上の検証もしにくいことが分かった。また、保育の質を定量的に評価する尺度として信頼性及び妥当性が学術的に確認されている「保育環境評価スケール」を利用し東京都A市下にある認可保育所を対象に悉皆的に実施された保育の質評価結果と同施設について公表されている第三者評価結果の間には相関関係がないことが示された。さらに、第三者評価結果と子どもの発育状況や就学後の学力、保護者の子どもに対する感情との間にも相関関係がなかった。これらのことから、保育の質をとらえる指標としての第三者評価の評価精度や感度及び評価内容の妥当性について課題があることが示唆された。

キーワード：福祉サービス第三者評価事業、保育の質、認可保育所、第三者評価、保育環境評価スケール

JEL classification: I20

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\*本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「人的資本（教育・健康）への投資と生産性」の成果の一部である。

## 1 序論

日本では就学前教育は義務化されていないが、現在義務教育開始前までにはほぼ全て(99.2%)の子ども達が保育所や幼稚園等を利用している(厚生労働省 全国家庭児童調査結果の概要, 2014)[1]。そして、保護者の就労や通学等を支える機能へのニーズの高まりを背景に、長時間開所・長時間預かりを行う幼児教育施設が主流となっている。具体的には、保育所は11時間開所を標準としており、90%以上の子どもが1日7時間以上、週5日ないし6日を保育所で過ごしている(Yamaguchi et al., 2017) [2]。幼稚園においては、幼稚園教育要領により1日あたり4時間の「教育時間」が定められているが、約90%の幼稚園が教育時間終了後等の預かり保育を週5日実施しており、7割を超える園において17時以降まで預かり保育が実施されている(文部科学省 令和元年度幼児教育実態調査, 2020)[3]。このような長時間保育の実態を鑑みると、幼い子ども達が生活時間の多くを過ごす保育所や幼稚園等の教育施設での経験や環境の質が保障されるよう努めることは、全ての子どもが有する、命を守られ愛されて成長する権利を保障することにつながる。

子どもの基本的人権の擁護という視点に加えて、良質な幼児教育・保育の環境によって子どもに適応的な発達結果がもたらされ、それを介して社会全体に益がもたらされるという知見も蓄積されてきた。これらを背景に、幼児教育の公共的性質が再認識され、今日世界的な潮流として、幼児教育・保育の質の担保と向上が重要な政策課題の一つとなっている(OECD, 2012; 秋田ら訳, 2019)[4]。

### 1.1 質の向上に向けた伝統的取り組みから自己評価への発展

伝統的に、日本における保育の現場では、日々の実践についての省察や園内研修などの場における保育者間の対話を通じて、自らの子ども観や保育についてのとらえ方を広げ実践知を深め、保育者としての専門性を高めることによって、質の向上が常に目指されてきた(秋田ら, 2007; 無藤, 2016) [5, 6]。しかし、このような取り組みは、その結果「質」が高まったかどうかの検証がしにくいことや、保育者の意識変容が生起したことが「質」が向上したとみなされることの妥当性といった課題も指摘されているところである(秋田ら, 2007; 無藤, 2016)。それでも、保育者間の対話を通じた学びや自らの省察といった質向上の取り組みは、地域の実情や自園の環境、子ども達の実態、実際の保育内容に即した方法であり、その重要性は減じない。実践の振り返りやそれに基づく子ども理解、実践の改善や充実に向けた検討といった伝統的な取り組みは、近年幼児教育施設に求められる、質の確保と向上を目的とする「自己評価」へとつながっている。

児童福祉施設である保育所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第36条の2)によって、「自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。また、子ども・子育て支援法(第33条第5項)によって「提供する保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、質の向上に努めなければならない」とされている。また、社会福祉法(第75条)及び児童福祉法(第48条の4)によって、保育所の情報提供が「努力義務」として規定されている。保育所保育指針(2018年施行)においても、保育所の社会的責任として、保護者や地域社会に保育所が行う保育の内容を適切に説明するように努めなければならないことが記されている。これらを踏まえ、保育所の行った保育内容等に関する自己評価の結果を外部に向けて公表することは、保育所がその社会的責任を果たす上でも重要であるとされている(厚生労働省, 2020)[7]。

保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)(厚生労働省, 2020)では、自己評価の観点については、保育所保育指針に示される事項を参考とすることが記されているが、地域の実情や保育所の実態に即し適切と思われるものを設定するとされている。また、評価項目の設定や項目の分量、具体性の程度、評価方法についても、一律の定めがあるわけではなく、保育所に委ねられている。そのため、各園が実施する自己評価内容の信頼性や妥当性について園ごとに検証が必要である状態にあるともいえる。また、公表された自己評価の結果を園間で比較することが難しいため、公表された自己評価結果に基づいて施設間における教育の質の差について論じることは非常に困難な状態にある。

## 1.2 質のモニタリングに向けて：客観的視点という視点

自らの実践や運営状況を自己評価により振り返り、課題の確認と改善に向かう方向性に加えて、評価機関等による第三者評価を受審し、多様な視点・客観的視点を取り入れることで、さらなる質の確保と向上を目指そうとする取り組みが求められている。

社会福祉法(第78条第1項)において、「社会福祉事業の経営者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努める」と定められていることに基づき、「社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業」として、福祉サービス第三者評価事業がある。保育所における第三者評価は、福祉サービス第三者評価事業の内に位置付けられており、「福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましい」とされている(厚生労働省, 2018)[8]。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第36条の2第2項)では、「保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない」とされており、保育所に対し第三者評価の受審と結果の公表を「努力義務」としている。

### 1.2.1 第三者評価事業の概要

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること、結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている(厚生労働省, 2004)[9]。<sup>1</sup>同指針に基づき、厚生労働省から助成・助言を得る形で全国社会福祉協議会、都道府県から助成・助言を得る形で都道府県推進組織の両者が事業推進のために連携して推進される体制となっている。

<sup>1</sup>海外にも様々な形で幼児教育・保育の質の評価と公表の制度がある。例えばイギリスでは公的補助を受ける全ての認可保育施設は、Office for Standards in Education (Ofsted)からの認証評価を受けることになっている。その認証評価は、自己評価レポート・保育観察・子どもの成長記録・施設長や保育者へのインタビュー・保護者の評価・会計面や雇用状況など多岐にわたり、4段階評価でなされる(鈴木, 2014)[10]。その結果は一般に公表され保護者が利用可能な情報となっている。アメリカでは、全ての州ではないが、Quality Rating and Improvement Systems (QRIS)という、園毎に保育の質を評価しそれを公表する制度がある。QRISで評価されている「保育の質」指標の中には、子どもの発達と必ずしも関係のない指標も含まれていることや評価のレイティングが質の高低を精緻に分別しきれていないといった課題が指摘されているもの、保育者と子どもの相互作用など子どもの良好な発達に関連するという科学的エビデンスのある指標が多く含まれている(Sabol, et al., 2013)[11]。保護者は保育所選択にあたってQRISを参考材料とでき、行政サイドは補助金額の設定の根拠とすることができる。また保育所側としては、QRISのスコアを上げることで入園児数や補助金の確保ができるので、保育の質を高めるインセンティブとなると考えられている(Herbst, 2018)[12]。

具体的な流れとしては、都道府県推進組織より認証を受けた第三者評価機関が都道府県推進組織が定めた基準に基づき福祉サービス評価を行い、事業所の同意を得て「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織に対して第三者評価結果を報告する。そして、都道府県推進組織は、同ガイドラインに基づき第三者評価結果を公表する（厚生労働省, 2004）[9]。現在、福祉サービス第三者評価結果の東京都以外の道府県のものも多くは、独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット WAM NET<sup>2</sup>）や道府県第三者評価事業推進組織のホームページ上で一般に公表されている。東京都においては、東京都福祉サービス評価振興機構が「都道府県推進組織」に該当し、同機構が評価機関の認証及び評価者養成を行い、認証を受けた評価機関は推進機構が策定した評価項目及び評価手法に基づいて評価を実施、評価結果を公表する体制となっている。評価結果は公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」<sup>3</sup>にて公表されている。

評価内容・評価項目は以下のように構成されている。全国社会福祉協議会が策定したガイドライン（全国社会福祉協議会 HP）[13]では、全ての福祉事業（保育所だけでなく、高齢者福祉サービス、障害者・児福祉サービスなど）に共通して評価する「共通評価基準ガイドライン」に基づくものと、社会福祉事業種別ごとに設けられた「内容評価基準ガイドライン」に基づくものから構成される。「共通評価基準ガイドライン」は、I「福祉サービスの基本方針と組織」、II「組織の運営管理」、III「適切な福祉サービスの実施」の下に、複数の大区分があり、それぞれに1～複数の中区分、中区分の下位に1～複数の小区分があるという構成になっている。保育所版の「内容評価基準ガイドライン」は、「保育内容」「子育て支援」「保育の質の向上」があり、「共通評価基準ガイドライン」と同様に1～複数の中区分、中区分の下位に1～複数の小区分があるという構成になっている。各道府県推進組織が定める評価基準ガイドラインは概ね全国社会福祉協議会が策定したガイドラインに沿う形となっている。つまり、全国概ね同じ評価内容・評価項目で第三者評価が実施されている。

東京都は、国の福祉サービス第三者評価事業よりも先行して平成7年より特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業（自己評価・第三者評価）を開始し、認可保育所の第三者評価については平成12年に試行開始、平成15年には本格実施が開始されていた（東京都福祉サービス評価推進機構, 2005；東京都福祉サービス第三者評価 福ナビ）[14, 15]。このことを背景に、東京都における認可保育所における第三者評価では、先述の全国社会福祉協議会が策定したガイドラインと比較すると全体的な構成は似ているものの異なる評価内容によって評価が実施されている。評価手法は、東京都福祉サービス推進機構が定めた、利用者のサービスの意向を把握するための「利用者調査」とサービスの内容や質、事業者の経営やマネジメントの力を把握するための「事業評価」を合わせて実施するものとされている（東京都, 2012 東京都福祉サービス評価推進機構, 2020）[16, 17]。「事業評価」は以下のように構成されている。認可保育所だけではなく全ての福祉事業に共通する「共通評価項目」として、「1. リーダーシップと意思決定」、「2. 事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行」、「3. 経営における社会的責任」、「4. リスクマネジメント」、「5. 職員と組織の能力向上」、「7. 重要課題に対する組織的な活動」が設定されている。各項目に1～複数の大区分があり、それぞれに1～複数の中区分、中区分の下位に1～複数の小区分があるという構成になっているのは、全国社会福祉協議会策定のガイドラインと同様である。また、社会福祉事業種別ごとに、「6. サービス提供のプロセス」が定められており、そ

<sup>2</sup><https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

<sup>3</sup><http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

らも1～複数の中区分、中区分の下位に1～複数の小区分があるという構成になっている点も、全国社会福祉協議会策定のガイドラインと同様である。「事業評価」及び「利用者調査」の項目内容の詳細については「方法」のセクションに記述した。

### 1.3 問題の所在

福祉サービス第三者評価事業は、「事業者のサービスの質の向上に向けた取り組みを促進するとともに、利用者のサービス選択のための情報を提供すること」を目的としている(福ナビHP)[18]。同事業は、事業開始から約20年が経過しているが、第三者評価事業の目的であるところの①「事業者が提供する福祉サービスの質の向上」②「利用者のサービス選択に資するための情報となること」について、これらの目的が達成されているのかについて実証した研究は見られない。

一点目の目的「事業者が提供する福祉サービスの質の向上」について、日本保育協会の調査報告(2018)[19]によると、第三者評価受審経験のある施設のうち84.7%の施設が第三者評価受審により「保育の質を高めること」に効果があったと回答している。一方で、保護者の中で自施設が第三者評価を受審していることを知っていた保護者(調査対象全体の約9%に過ぎない)の回答によると、受審により保育施設に「特に変化を感じた点はない」という回答が全体の半数近く(49.3%)を占めている。しかし、第三者評価受審によって実際に保育の質が向上したあるいは変化したと言えるかどうかについてはこれまで検証がなされていない。また、第三者評価によって保育の「質」が向上したかどうか検証するためには、前提として第三者評価事業によって評価される評価内容が保育所の目的や機能という観点からみて妥当な評価内容となっているということが重要である。しかし、保育の文脈に沿ってこの点について問う研究は管見の限り見られない。

評価内容の妥当性についての学術的な検証の方法には様々なものがあり、心理測定学における考え方(村山,2012)[20]も参考にできる。保育所における福祉サービスの評価においては、保育所の目的と機能を鑑みると子どもの発育に資する保育内容の提供や保護者支援、利用者の権利保護という点が評価対象となると考えられる。「子どもの発育に資する保育内容の提供」の評価の妥当性の検証について例に挙げると、「子どもの発育に資する保育内容」として測定したい内容が網羅されているかどうかという観点からの検証ができる。また、「子どもの発育に資する保育内容」について評価が学術的、科学的に妥当性が検証されている他の尺度による評価結果と実際に関連するかという観点からの検証という方法もある。さらに、「子どもの発育に資する保育内容」の評価が実際に子どもの発育状況という外的基準と関連するかという観点からの検証方法もある<sup>4</sup>。

二点目の目的「利用者のサービス選択に資するための情報となること」について、第三者評価は評価範囲が多岐にわたるため一般の利用者にとってわかりやすい評価結果の公表が難しいという評価結果の公表方法についての課題は従来より指摘されてきたものである(重田,2018)[21]。本稿ではこれとは別の視点の問題として、第三者評価事業による評価結果によって、『施設間の違い』を見ることができるといった点を指摘したい。

利用者がサービスを選択する際に第三者評価の結果を参照する目的は、「より良い質のサービスを提供している施設を見つける」ということがあるだろう。しかし、WAM-NETにお

<sup>4</sup>これらの検証方法はそれぞれ、内容的妥当性、収束的妥当性、基準連関妥当性の観点からの検証方法であるが、近年では全て「構成概念妥当性」として統合されてとらえられるようになっている(村山,2012)[20]

いても、とうきょう福祉ナビゲーションにおいても、各施設の評価の高い点については記述的評価となっている。記述的評価は各施設の独自の取り組みについて評価できる点で重要な情報であるが、どのようなポイントについて記述されているのかは一様でないため一般のサービス利用者がそれらを読みこんでいったとしても施設横断的に比較することは簡単ではない。共通評価項目についての評価結果は、同一内容についての評価であり施設の違いを確認するのにより有効である可能性がある。しかし、WAM-NET等に公表されている評価結果報告のうち「a評価」「b評価」「c評価」といった評価結果は、施設横断的に容易に見ることができるものの、「施設の格付けや順位付けを行うものではなく、より良い福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すもの」とされている。そのため、「a評価」と「b評価」の違いと、「b評価」と「c評価」の違いについて解釈することは難しい。一方、東京都福祉サービス第三者評価においてなされている、各項目についての「実施あり」「実施なし」の評価は、施設間横断的な比較が可能な情報である可能性があるが、これまでにこの点からの検証はなされていない。

### 第三者評価の受審はなぜ進まないのか

第三者評価事業は、事業体制が整えられ着実に運用されているものの、依然として第三者評価受審率は低い。保育分野における第三者評価の受審率の数値目標を定めること（内閣府, 2014）[22] や、2019年度末までに全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われること及び受審結果の「見える化」促進に向けての環境整備（内閣府, 2015）[23] が閣議決定された。これを受けて、福祉サービス第三者評価事業に関する指針に改正にあたり「都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定と公表に努め、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うこと」とされた（厚生労働省, 2018）[8] もの、保育所の第三者評価事業の受審数は令和元年度で1645施設（全国社会福祉協議会 HP）[13] であり、平成31年度の全国の保育所数23573施設（厚生労働省, 2020）[24] から計算すると受審率は約7%に過ぎないという状況である。<sup>5</sup>

保育所の第三者評価受審が進まない理由としてはいくつか考えられる。まず第一に、現状保育所の第三者評価受審は義務化されていない<sup>6</sup>という点が挙げられる。第二に、1園50万円～70万円が相場とされる受審費用<sup>7</sup>は、施設が負担することが基本とされているという点が挙げられる。受審費用の負担は受審忌避の大きな要因となっており（日本保育協会, 2018）[19]、国は第三者評価受審促進のために、まずは5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審費用の半額程度を公定価格の加算として補助することとし、今後3年に1度の受審を全額補助する方向性を提示している（内閣府, 2019）[25]。

現状自治体レベルでみると、第三者評価受審費用の補助を行っているところはごく一部<sup>8</sup>に

<sup>5</sup>ただし、この数値は、当該年度に受審を予定していなかった施設数を考慮できていないものである。

<sup>6</sup>努力義務とされている。

<sup>7</sup>とうきょう福祉ナビゲーション WEB<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/controller?actionID=hyk&cmd=kknlstjis>より、各評価機関が公表している料金表を確認できる。

<sup>8</sup>東京都では、東京都保育サービス推進事業補助金等によって、都より市区町村を通じて60万円を上限に第三者評価受審費用の実費補助を行っている（東京都福祉保健局, 2022）[26]。東京都は、保育士等キャリアアップ補助金の補助条件として、三年に一度以上の第三者評価の受審と結果公表を課している（東京都福祉保健局, 2022）[27]。

横浜市では平成25年に「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を施行し、保育所に対し少なくとも5年に1回の第三者評価受審を義務化すると同時に、受審費用の半額もしくは30万円以内の少ない

限られ、ほとんどの地方自治体では受審費用の補助制度は見られない(日本保育協会,2018)[19]。三点目として、第三者評価制度自体の認知度が低いという点が挙げられる。保育サービスの利用者(子)の保護者の多くは第三者評価制度自体を知らない(第三者評価制度を知らないと答えた保護者が8割超;日本保育協会,2018)[19]。相当のコストを負担して第三者評価を受審しその結果が良いものであったとしても、利用者側がその情報を把握しないため、第三者評価を受審することによって得られる施設へのレピュテーションへの効果はほとんど無いとも言える。そのため、第三者評価を受審する方向に向かわないと考えられる。

第三者評価受審が進まないこれらの理由の根本にあるのは、第三者評価事業の評価内容や結果に対する信頼がまだ社会的に広く得られていないからであると考えられる。広く信頼を得るためには、保育分野であれば評価内容が保育所の目的や機能の観点から明確で妥当なものであり、評価方法が信頼できるものであることを学術的根拠を持って示すことが一つの大きな方法になる。評価内容や方法について学術的、科学的根拠が示されるならば、第三者評価受審の義務化や受審費用の補助についての議論の道筋が整理できる。また、事業所は第三者評価によって自らが提供する福祉サービス(保育サービス)の質についての検証が可能となり、第三者評価受審の動機につながるだろう。そして第三者評価の結果を踏まえての質の改善は、帰結として保育所の目的や機能の観点からして妥当な方向に進むため、ひいては第三者評価事業の一つ目の目的「事業者が提供する福祉サービスの質の向上」の達成につながるだろう。

第三者評価事業の存在が様々な工夫によって利用者に広く知られたとしても、その情報が信頼できる情報であると認知されなければ活用されない。第三者評価事業の評価が妥当性と信頼性を兼ね備えた評価内容・評価方法であることが示されるならば、評価によって施設間で提供する福祉サービスの質の差異を露にでき、その結果は利用者にとって信頼できる情報として活用されるだろう。利用者が第三者評価結果を施設選択の際に活用するようになれば、第三者評価事業の二つ目の目的「利用者のサービス選択に資するための情報となること」が達成されるとともに、事業者の第三者評価受審も促進されるだろう。

#### 1.4 本研究の目的

上記を踏まえ、本研究は他の道府県と比較して保育所の第三者評価受審率がかなり高い東京都の第三者評価事業を分析対象とし、下記の二点について検討することを通して、保育分野における第三者評価が、第三者評価事業の目的であるところの「事業者が提供する福祉サービスの質の向上」と「利用者のサービス選択に資するための情報となること」について、これらの目的が達成されているのかを検証することを目的とした。

- (1) 第三者評価による評価結果から施設間のサービス内容の差異をとらえることは可能か検討する。
- (2) 第三者評価による評価の妥当性について検討する。具体的には、第三者評価による評価結果と学術的に信頼性や妥当性が確認された保育の質の評価方法による結果と関連があるのかという観点から、加えて、第三者評価による評価結果と子どもの発育状況や保護者の状況、就学後の学力と関連がみられるのかという観点から検討を試みる。

---

額の補助制度を導入している(横浜市,2013)[28]。



## 2 方法

### 2.1 分析データ

#### 2.1.1 東京都福祉サービス第三者評価結果

著者らの研究チームは東京都下 A 市教育委員会を通じて東京都福祉サービス評価推進機構及び公益財団法人東京都保健福祉財団に対し、東京都福祉サービス第三者評価の各共通評価項目の評価状況及び利用者調査対象者数、回答内訳に関するデータ提供を依頼し、平成 28 年度～令和 3 年度分について認可保育所・認証保育所・認定こども園・認可外保育施設（ベビーホテル等）のデータを得た。提供を受けたデータの内、本研究は評価項目が同一である平成 30 年以降の認可保育所のデータについての分析結果を報告する。<sup>9</sup>分析対象の内訳は表 1 に示した。<sup>10</sup>

表 1: 東京都福祉サービス第三者評価分析対象の内訳

評価年度	2018	2019	2020	2021	計
認可保育所	942	987	1071	84	3084
評価機関	72	70	75	24	
事業所所在自治体	52	53	53	35	

#### 東京都福祉サービス第三者評価実施における共通評価項目

東京都福祉サービス第三者評価には、7つのカテゴリーに「組織マネジメント項目」及び「サービス分析項目」が含まれる。「組織マネジメント項目」がカテゴリー 1～5 及び 7、「サービス分析項目」はカテゴリー 6 に該当する（表 2）。カテゴリーの下位に“サブカテゴリー”，それらの下位に“評価項目”，それらの下位に“標準項目”が設定されている。各標準項目について「実施あり」「実施なし」「非該当」の評価がなされている。本稿ではこれらの評価状況を分析対象とした。なお、公表されている評価結果には、記述形式で全体講評やカテゴリーごとの講評のほか、各施設の理念や方針、力を入れている取り組みなども記されている。

また、東京都福祉サービス第三者評価には、「利用者調査」が含まれる（表 3）。利用者調査は、在園児の保護者が質問紙調査形式のものに回答するものである。標準調査票の場合、「サービスの提供」に関する 8 問、「安心・快適性」に関する 4 問、「利用者個人の尊重」に関する 3 問、「不満・要望への対応」に関する 2 問の計 17 問が含まれており、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「非該当」を選択し回答する。本稿では、これらの回答状況も分析対象とした。<sup>11</sup>

<sup>9</sup>認証保育所等は認可保育所と設置基準や入所方法、保育料徴収のあり方等異なる点が多いため、本研究では分析対象としなかった。

<sup>10</sup>2018 年度から 2021 年度の間には 55 の基礎自治体、85 の評価機関が第三者評価を実施した。

<sup>11</sup>利用者調査には自由記述形式で意見や要望、調査について気づいた点を記入する箇所や、調査記入者についての設問（年齢や勤務形態、在園クラス）も含まれる。

表 2: 東京都福祉サービス第三者評価におけるサブカテゴリー数, 評価項目数, 標準項目数の内訳

	カテゴリー番号	カテゴリーラベル	サブカテゴリー数	評価項目数	標準項目数
組織マネジメント項目	1	リーダーシップと意思決定	1	3	7
	2	事業所を取り巻く環境の把握 ・活用及び計画の策定と実行	2	3	11
	3	経営における社会的責任	3	5	11
	4	リスクマネジメント	2	2	9
	5	職員と組織の能力向上	2	5	15
	7	事業所の重要課題に対する組織的な活動	1	2	6
	サービス分析項目	6	サービス提供のプロセス	6	20
		計	17	40	126

表 3: 利用者調査の質問内容

番号	質問文
01	保育所での活動は、子どもの心身の発達に役立っているか
02	保育所での活動は、子どもが興味や関心を持って行えるようになっているか
03	提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか
04	保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか
05	保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか
06	安全対策が十分取られていると思うか
07	行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か
08	子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか
09	施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか
10	職員の接遇・態度は適切か
11	病気やけがをした際の職員の対応は信頼できるか
12	子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか
13	子どもの気持ちを尊重した対応がされているか
14	子どもと保護者のプライバシーは守られているか
15	保育内容に関する職員の説明はわかりやすいか
16	利用者の不満や要望は対応されているか
17	外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか

### 2.1.2 保育環境評価スケール

著者らの研究チームは、2020年より東京都A市にて認可保育所及び幼稚園、認定こども園の年長クラス及び異年齢混合クラスを対象に保育環境調査評価スケールをもちいた保育の質評価を実施している。このうち本研究で分析の対象になる認可保育所・認定こども園は、14施設である。調査の実施時期は例年4月～6月である。この調査データのうち2020年度及び2021年度の保育所と認定こども園のものを対象とした。

#### 保育環境評価スケールとは

「保育環境評価スケール」(Early Childhood Environment Rating Scale, 3rd edition, Harms et al., 2015; 埋橋訳, 2016; 以降 ECERS と略記)[29]とは、幼児教育・保育の質を定量的に評価する質評価尺度である。ECERSは、認知発達理論や愛着理論を基盤にアメリカで開発され同国における幼児教育・質研究やモニタリングに使用されるだけでなく、様々な言語に翻訳され北欧やアジア、アフリカなど様々な国での調査研究に用いられている (e.g., Biersteker et al., 2016; Garvis et al., 2018; Li et al., 2014; Sheridan et al., 2009)[30, 31, 32, 33]。日本においても、保育の質向上に向けた実践への利用 (埋橋・山本, 2019)[34] や、他の評価スケールと合わせての試行調査 (国立教育政策研究所, 2017)[35] がなされており、著者らの研究チームは認可保育所を対象にした幼児教育・保育の質研究に利用し報告してきた (藤澤・中室, 2017; 藤澤ら, 2022)[36, 37]。ECERSで測定される保育の質について子どもの様々なアウトカムとの関連が実証されている (Burchinal et al., 2015)[38]。

ECERSは6つのサブスケール(「空間と家具」「養護」「言葉と文字」「活動」「相互関係」「保育の構造」)にそれぞれ4～11の具体的な項目が計35あり、各項目には15前後の指標が計461含まれるという構成になっている。本研究では二名以上の観察者が3時間半程度の観察に基づき各指標について達成又は不達成を独立に評価した。評価が不一致となった指標については議論により合意した評価を分析に使用することとした。

### 2.1.3 子どもの発育状況、保護者の子どもに対する感情、就学後の学力

著者らの研究チームでは、東京都A市でECERSによる評価の対象となった保育所及び幼稚園、こども園において、子どもの発育状況に関する調査と保護者の状況に関する質問紙調査も行っている。これらは調査年度の10月～12月にかけて実施している。東京都A市の認可保育所14園の4月1日調査時点の5歳児の在籍者数は2020年度は268名、2021年度は273名であった。このうち、調査への参加に同意した保護者が2020年は204名(回収率76.1%)、2021年度は181名(回収率66.3%)であった。子どもの発育状況に関する調査では、ECERS対象クラスの年長児の担任保育者が「KIDS乳幼児発達スケール」(大村他, 1989; 以降 KIDS と略記) [39] を用いて個々の子どもの発育状況について評価を行った。KIDSは、調査対象の子どもの日頃の行動をよく知る大人の観察に基づき、約130項目について「できる」か「できない」かのいずれかで回答することで、運動・操作・理解言語・表出言語・社会性・しつけといった様々な側面の発育状況を得点化するものである。このスケールで計測した合計得点を総合発達年齢に変換したものを月齢で除し、100をかけたものが総合発達指数である。このため、総合発達指数が100を越えていれば月齢相当ないしは月齢以上の発育状況にあることを意味する。就学前の子どもの発達を計測する指標は、KIDS以外にも多く

あるが、KIDSは、評価にあたり特殊な技術を求めることなく短時間で実施できるため、これを採用した。

保護者を対象とした保護者の状況に関する質問紙調査では、生まれ月や出生時体重など子どもの属性、保護者の学歴や世帯収入などの社会経済的な背景について尋ねたほか、Parent Feelings Questionnaire (Deater-Deckard, 1996)[40]の日本語訳を用いて、保護者の子どもに対する感情について尋ねている。これは子どもに対するポジティブな感情とネガティブな感情について問うものであり、ポジティブ感情（3問）については「普段、お子さんと自分との関係についてとても満足している」、ネガティブ感情（4問）については「お子さんに対して、とても我慢ならない気持ちになることが時々ある」といった質問に対して5件法（「よくあてはまる」から「全くあてはまらない」）での回答を求めるものである。

また、就学前に東京都A市の認可保育所・幼稚園・こども園に通っていた子どものうち、保護者の同意を得られた児童を対象に、A市が実施している標準学力テストの結果を目的外利用することで、就学後の学力の情報にもアクセスすることができた。分析においては、これらのデータを利用し、東京都福祉サービス第三者評価とECERSの結果が、それぞれ子どもの発育状況、保護者の子どもに対する感情、就学後の学力に関連があるかどうかについて検証する。

### 3 結果

#### 3.1 東京都福祉サービス第三者評価結果の状況

##### 3.1.1 共通評価項目

共通評価項目についてカテゴリーごとに「実施あり」「実施なし」「非該当」の割合の集計を表4に示した。標準項目レベルでの集計結果についてはAppendixの表10～表20に示した。表4に示されているように、ほぼ全てが高い実施率となっていることがわかる。つまり、どのカテゴリーについてもほぼ全ての施設において「実施あり」という評価がされており、分散がほぼないため施設による違いを検知しにくいということが示唆される。なお、カテゴリー3「経営における社会的責任」、カテゴリー4「リスクマネジメント」は $\alpha$ 係数が低く、項目内容の内的一貫性が低いこと、つまり質的に異なる内容が一つのカテゴリーに含まれていることが示唆される。

表4: 共通評価項目カテゴリー単位で集計した選択肢ごとの割合

カテゴリー		$\alpha$ 係数	実施あり	実施なし	非該当
カテゴリー1	リーダーシップと意思決定	0.70	1.00	0.00	0.00
カテゴリー2	事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行	0.63	0.97	0.03	0.00
カテゴリー3	経営における社会的責任	0.45	0.99	0.01	0.00
カテゴリー4	リスクマネジメント	0.53	0.95	0.05	0.00
カテゴリー5	職員と組織の能力向上	0.73	0.97	0.03	0.00
カテゴリー6	サービス提供のプロセス	0.65	1.00	0.00	0.00
カテゴリー7	事業所の重要課題に対する組織的な活動	0.64	0.95	0.02	0.04

### 3.1.2 利用者調査

利用者調査の質問項目ごとの回答割合（施設ごとでの「はい」「いいえ」「どちらでもない」「非該当」「無回答」についての割合）を表5に示した。表5に示されているように、項目17を除き全ての項目において「いいえ」の割合が5%を下回っていることが分かった。「保護者への対応」に関する項目（項目5,7,16,17）についてや「保護者がどう感じているか」を問う項目（項目6,12）は「はい」の割合が低く、「どちらでもない」や「無回答」が多かった。

表5: 利用者調査各質問項目における選択肢ごとの回答割合

項目番号	項目内容	はい	いいえ	どちらでもない	非該当	無回答
1	保育所での活動は、子どもの心身の発達に役立っているか	0.96	0	0.03	0	0
2	保育所での活動は、子どもが興味や関心を持って行えるようになっているか	0.94	0	0.05	0	0
3	提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか	0.92	0.01	0.07	0	0.01
4	保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか	0.81	0.04	0.14	0	0.01
5	保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか	0.75	0.03	0.1	0	0.12
6	安全対策が十分取られていると思うか	0.76	0.04	0.19	0	0.01
7	行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か	0.76	0.04	0.18	0	0.03
8	子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか	0.81	0.03	0.15	0	0.01
9	施設内の清掃、整理整頓は行き届いているか	0.88	0.02	0.09	0	0.01
10	職員の接遇・態度は適切か	0.86	0.03	0.11	0	0.01
11	病気やけがをした際の職員の対応は信頼できるか	0.88	0.02	0.09	0	0.02
12	子ども同士のトラブルに関する対応は信頼できるか	0.68	0.02	0.18	0	0.12
13	子どもの気持ちを尊重した対応がされているか	0.89	0.01	0.09	0	0.01
14	子どもと保護者のプライバシーは守られているか	0.8	0.02	0.11	0	0.07
15	保育内容に関する職員の説明はわかりやすいか	0.81	0.03	0.14	0	0.01
16	利用者の不満や要望は対応されているか	0.73	0.03	0.15	0	0.09
17	外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか	0.5	0.1	0.19	0	0.2

### 3.2 保育環境評価スケールによる評価結果

保育環境評価スケール (ECERS) の評価結果を全体スコアとサブスケールスコアごとに表6に示した。サブスケールの中でスコアが高いのは「相互関係」であり、低いのが「活動」であることがわかる。2017年～2019年にかけて、本研究とは別の関東の自治体下の認可保育所88クラスを対象に保育環境評価スケールを利用した保育の質評価を実施した藤澤ら(2022)

[37]においても、「相互関係」が高く、「活動」が低いことが示されており、自治体を越えて共通の特徴があることが見て取れる。

表 6: 保育環境評価スケール (ECERS) の記述統計

	東京都 A 市					藤澤ら (2022)		
	Obs	Mean	Std. Dev.	Min	Max	Obs	Mean	Std. Dev.
合計	31	4.27	0.57	3.24	5.24	88	3.41	0.69
空間と家具	31	4.32	0.81	2.57	6.00	88	3.50	0.86
養護	31	5.45	0.77	4.00	7.00	88	4.30	1.21
言葉と文字	31	3.73	1.06	1.80	5.80	88	3.36	0.92
活動	31	2.79	0.68	1.40	3.90	88	2.21	0.68
相互関係	31	6.08	0.81	4.40	7.00	88	4.76	1.24
保育の構造	31	5.45	1.05	3.00	7.00	88	4.01	1.44

1. 東京都 A 市における保育環境評価スケールによる評価は 2020 年度および 2021 年度に市内の認可保育所（小規模保育所を除く）で行われた。
2. 藤澤ら (2022) は 2017 年度～2019 年度にかけて、関東のある自治体で市内の認可保育所・こども園の 3・5 歳児クラスで行われた。
3. 観測単位はいずれもクラス。

### 3.3 東京都福祉サービス第三者評価結果と保育環境評価スケールデータとの関連

ここでは、2020 年度と 2021 年度に収集された ECERS の総合スコアと第三者評価の結果を比較する。ECERS は 2020 年度と 2021 年度の両方で、全ての施設の 5 歳児クラスで評価を実施した。一方、東京都 A 市の認可保育所・こども園で実施された第三者評価は、2018 年度に 1 施設、2019 年度に 2 施設、2020 年度に 8 施設、2021 年度に 3 施設で実施されており、4 年間で悉皆的に市内の全認可保育所・こども園で評価が行われたことになる。このため、ECERS による評価を実施した年に第三者評価を実施していない場合は、ECERS を実施した年に最も近い年に実施された第三者評価の結果と比較している。

直近の共通評価項目結果の関連についてカテゴリ別にプロットしたものが図 1 である。先のセクションで確認したのと同様に、各カテゴリの「実施あり」の割合はほぼ 1 に分布しており、ECERS のスコアの高低とは無関連であることが分かる。

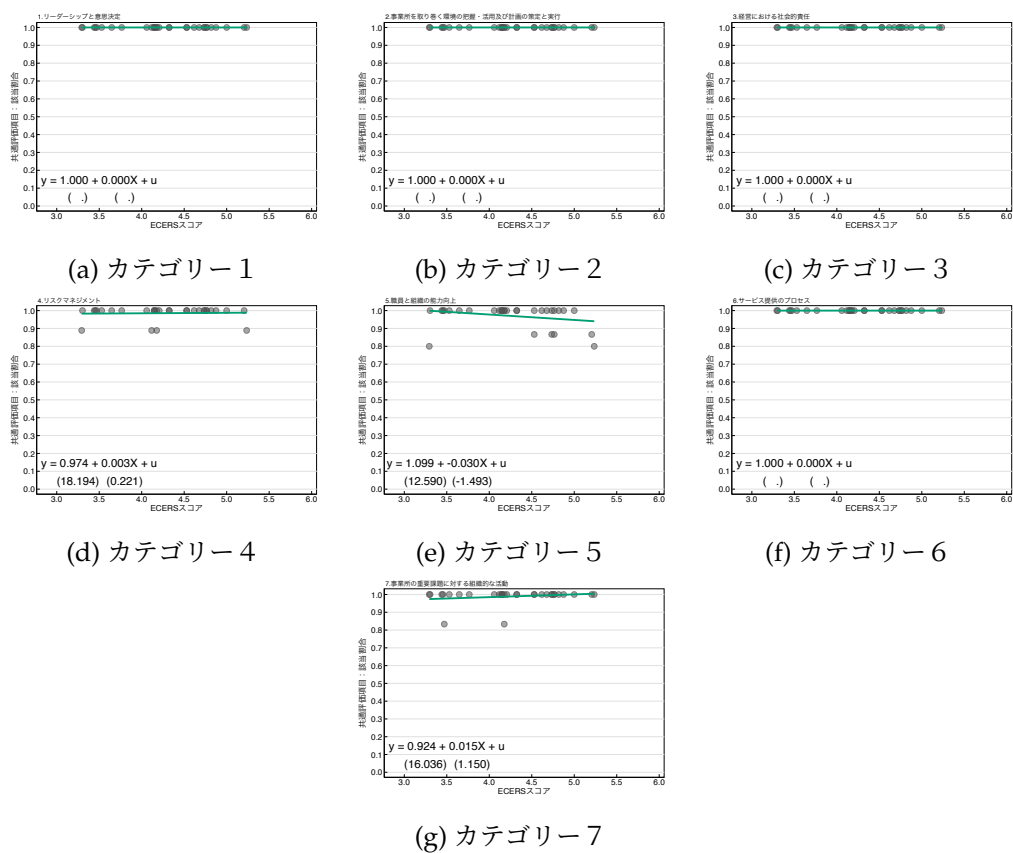
同様に、ECERS のスコアと利用者調査の関連についても項目別にプロットしたものが図 2 である。利用者調査結果についても「はい」の該当割合と ECERS のスコアには関連がないということが分かる。

### 3.4 子どもの発育状況、保護者の子どもに対する感情、就学後の学力との関連

ここでは多重回帰分析によって、子どもの発育状況、保護者の子どもに対する感情、就学後の学力と ECERS、または第三者評価の結果の関連を分析する。回帰分析に用いる変数の記述統計を表 7 に示した。

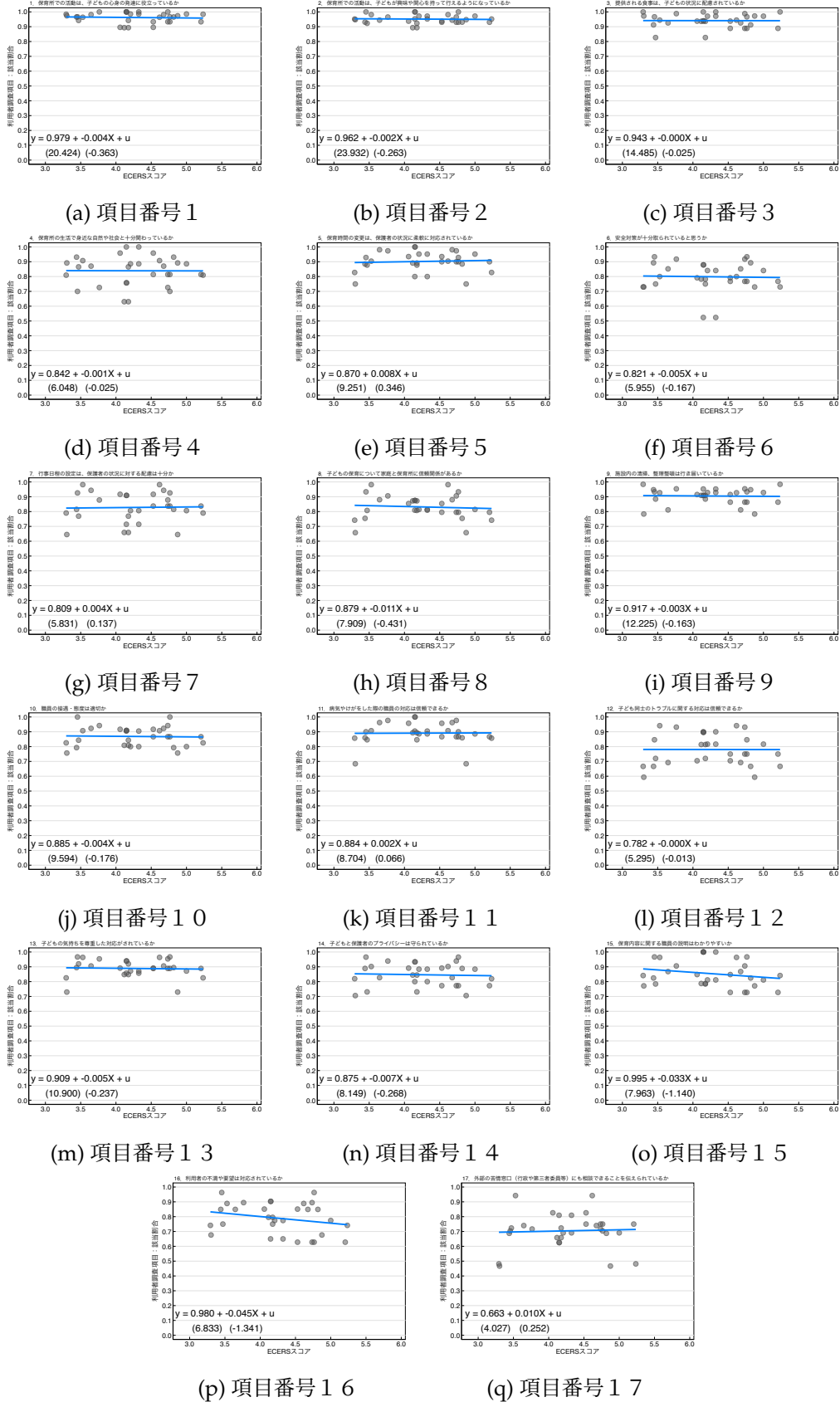
KIDS の総合発達指数は 100 以上（月齢相当または月齢以上の発達）であれば 1、それ以下であれば 0 を取るダミー変数とした。保護者の子どもに対する感情は、ポジティブ感情とネ

図 1: 共通評価項目と ECERS スコア



Note: N = 31. 括弧内は t 値を示している。ECERS 調査年に第三者評価を実施していない場合は、ECERS 調査年に最も近い第三者評価実施年の結果を接続している。

図2: 利用者調査と ECERS スコア



Note: N = 31. 括弧内は t 値を示している。ECERS 調査年に第三者評価を実施していない場合は、ECERS 調査年に最も近い第三者評価実施年の結果を接続している。



表 7: 記述統計

	N	mean	SD
総合発達指数 (100 以上で 1)	385	0.735	0.442
保護者の感情	368	25.160	4.215
算数の学力テスト	163	68.596	16.992
国語の学力テスト	163	77.749	17.275
保育環境評価スケール (合計)	385	4.222	0.556
利用者調査			
サービスの提供	385	0.885	0.038
安心・快適性	385	0.860	0.058
利用者個人の尊重	385	0.868	0.061
不満・要望への対応	385	0.763	0.086
組織マネジメント	385	0.993	0.012
性別 (女子=1)	385	0.465	0.499
出生時体重 (2,500g 以上=1)	380	0.903	0.297
世帯収入 (100 万円)	324	618.673	293.318
父の教育年数	325	13.775	2.269
母の教育年数	362	13.561	2.090

1. KIDS 乳幼児発達スケールは担任保育士が実施した。
2. 保護者の子どもに対する感情は Dearter-Deckard (1996) の日本語訳を用いた。
3. 第三者評価については、2018 年度に 1 施設、2019 年度に 2 施設、2020 年度に 8 施設、2021 年度に 3 施設と、市内の全認可保育所で実施されているものを集計した。
4. 利用者調査に含まれる 17 の共通評価項目について、とうきょう福祉ナビゲーションが公表する共通フレームに沿って 4 つに分類した。
5. 組織マネジメントは、共通評価項目の各カテゴリーの合計値とした。
6. 保護者に対する質問紙調査では、保護者の年収区分を尋ねており、ここでは 200 万円以下と 1,500 万円以上はそれぞれ 200 万円と 1,500 万円とし、それ以外の年収区分は中央値 (例えば 200~300 万円の場合は 250 万円) として年収を算出した。
7. 保護者の教育年数は、中学校を 9、高等学校を 12、専門学校・短大・高専を 14、大学を 16、大学院を 18 として算出した。

ガティブ感情にわかれており、ネガティブ感情について逆転処理をしたのちに足し上げた。学力は、2020年度に5歳児だった児童が、小学校に入学後2年生時点で受けたベネッセ社の標準学力テスト「総合学力調査」の（算数・国語）の点数を用いた。就学前に調査に応じた児童のうち77.7%が学力調査と照合することができた。なお、2021年度に5歳児だった児童はまだ学力テストを受けていないため、学力をアウトカムとした分析は1コホート分のみを用いた。これらを被説明変数とし、ECERSまたは第三者評価の結果を説明変数として最小二乗法（OLS）を用いて線形確率モデルの推定を行ったのが表8である。表8をみると、児童の社会的な背景の影響を統制した上でなお、ECERSは、KIDSの総合発達指数、保護者の感情、学力のいずれとも正の相関があった。<sup>12</sup>

表 8: ECERS と子どもの発育、保護者の感情、就学後の学力の相関

	総合発達指数	保護者の感情	算数	国語
ECERS	0.245***	2.034***	9.812**	9.597*
合計	(0.060)	(0.743)	(4.895)	(5.279)
Obs	284	273	129	129
R-squared	0.284	0.097	0.298	0.230

1. 性別、出生時体重、生まれ月、保護者の収入と学歴に加え、調査年固定効果をコントロールした。学力をアウトカムとした推定では、学校固定効果もコントロールした。
2. \*は10%、\*\*は5%、\*\*\*は1%水準で統計的に有意であることを示す。
3. ()内はロバスト標準誤差。

そして表9で、第三者評価の結果とKIDSの総合発達指数、保護者の感情、学力との相関を確認する。東京都A市内で実施された第三者評価は、2018年度に1施設、2019年度に2施設、2020年度に8施設、2021年度に3施設と、4年間で市内の全認可保育所で実施された。2020年度および2021年度の評価結果は、このうち最も近い年に実施された評価であると仮定して、推定を行った。表9をみると、第三者評価の結果は、KIDSの総合発達指数、保護者の感情、学力のいずれとも統計的に有意な相関は見られなかった。

## 4 考察

### 4.1 第三者評価による評価結果から見える保育所間の差異

本研究は、東京都福祉サービス第三者評価推進機構より提供を受けた、東京都福祉サービス第三者評価結果直近5年間分のデータのうち大部分を占める認可保育所(3084施設)のデータについて、評価状況について分析を行った。その結果、共通評価項目はほとんどの項目で「実施有り」の割合がほぼ100%に近く、このため施設間の差異はほとんど確認できない結果となっていることが分かった。利用者調査についても、保護者の主観に関わる項目（「保護者への対応」等）については回答割合にややばらつきが見られたものの、共通評価項目と同様に、ほぼ全ての項目において肯定評価の占める割合が非常に高いことが分かった。

<sup>12</sup>KIDS乳幼児発達スケールによる発育評価には総合発達指数に加えて「運動」等の8つのサブ領域からの評価が含まれる。ECERSはそれらのサブ領域とも正の相関が確認できる。特に、サブ領域のうち、「理解言語」、「概念」、「しつけ」の領域はECERSのサブスケールすべてと正の相関がある。

表 9: 第三者評価結果と子どもの発育、保護者の感情、就学後の学力の相関

		総合発達指数	保護者の感情	算数	国語
利用者調査	サービスの提供	-0.635 (0.557)	-5.189 (6.428)	12.732 (33.857)	8.513 (36.059)
	Obs	284	273	129	129
	R-squared	0.095	0.054	0.215	0.141
	安心・快適性	-0.084 (0.414)	-2.911 (3.956)	3.021 (23.830)	-5.509 (22.884)
	Obs	284	273	129	129
	R-squared	0.092	0.053	0.214	0.141
	利用者個人の尊重	0.259 (0.354)	-2.857 (3.695)	13.372 (20.817)	8.567 (22.499)
	Obs	284	273	129	129
	R-squared	0.093	0.053	0.217	0.142
	不満・要望への対応	-0.123 (0.265)	-2.690 (2.793)	-0.093 (16.493)	-10.998 (16.251)
	Obs	284	273	129	129
	R-squared	0.092	0.054	0.214	0.144
組織マネジメント		-0.339 (1.940)	-10.121 (22.933)	-51.806 (94.593)	-10.454 (113.788)
	Obs	284	273	129	129
	R-squared	0.092	0.052	0.215	0.141

1. 性別、出生時体重、生まれ月、保護者の収入と学歴に加え、調査年固定効果をコントロールした。学力をアウトカムとした推定では、学校固定効果もコントロールした。
2. \*は 10%、\*\*は 5%、\*\*\*は 1%水準で統計的に有意であることを示す。
3. ( ) 内はロバスト標準誤差。

このため、第三者評価による評価から施設間の差異や特徴をとらえることは困難であると考えられた。また、どの項目も高い実施率及び高い肯定的評価となっているため、経年変化としてみたときに評価の向上を検知することも難しいと考えられた。

## 4.2 第三者評価による評価と他の質評価尺度及びアウトカムとの関連

本研究では第三者評価事業による評価結果と保育環境評価スケール (ECERS; Harms, et al., 埋橋訳, 2016)[29] による評価や子どもの発育状況, 就学後の学力, 保護者の子どもに対するポジティブ感情との関連を分析することで, 第三者評価の妥当性の観点について学術的な検討を試みた。

分析の結果, ECERS による評価結果と第三者評価事業による評価結果は無関連であることが分かった。さらに, ECERS による評価と子どもの発育状況や就学後の学力, 保護者の子どもに対するポジティブ感情には, 子どもの家庭の社会的背景の影響を統制した上でもなお正の関連がみられた一方, 第三者評価事業による評価結果はこれらのいずれとも, 統計的に有意な関連はなかった。

なぜ第三者評価事業による評価と ECERS による評価は無関連なのであろうか。サンプルサイズが小さいため関連を検出できなかった可能性以外の理由としては2つあると考えられた。1つは, 第三者評価事業による評価が測定する「質」と ECERS が測定する「質」が異なるという可能性である。もう1つは, 第三者評価事業による評価が測定しようとしている「質」と ECERS が測定する「質」の測定の精度ないし感度が異なるという可能性である。

ECERS は, 保育の質について「子どもの健康と安全の担保」「子どもの社会情動的発達と周囲の大人や子どもとの肯定的な関係の構築」「子どもの実体験を通しての学びを育み, 好奇心を刺激する環境」の3つの要素を強調している (埋橋, 2020)[41]。保育の現場は, 子どもや保育者だけでなく保護者や家族, 地域の影響も受けながら営まれているものであり, 個々の施設における日々の保育実践は固有性や独自性が反映されたものとなる。それでも, ECERS が強調するこれらの要素の重要性はどの実践の場においても了解されるものであると考えられる。また, 保育所保育指針や幼稚園教育要領にて強調される内容や齟齬のあるものではない。そして, ECERS が測定する保育の質は, 他の質評価尺度や子どもの良好な発達と関連することが多くの研究によって示されており (Burchinal et al., 2015)[38], 「子どもの発育に資する質」としては学術的根拠ないし妥当性が確認されているものである。また本研究対象においても, 子どもの発育状況や就学後の学力, 保護者の子どもに対するポジティブ感情と正の関連が確認され, その点で同スケールは学術的, 科学的に妥当であり信頼できる尺度であることが再度示されたと言える。

ただし, 保育環境評価スケールの以前の版では, 保育者の労働環境や研修状況, 保護者に対する対応状況に関する内容が評価に含まれていたが, それらの内容は保育者等へのインタビューを要したり, 登園降園時の様子など観察ができないことが多いため, 本研究が使用した第3版では, それらの内容は取り除かれている (Harms et al., 埋橋訳, 2016)[29]。このため, 東京都福祉サービス第三者評価の「共通評価項目」のうち, 「リーダーシップと意思決定」(カテゴリー1)「事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行」(カテゴリー2)「経営における社会的責任」(カテゴリー3)「リスクマネジメント」(カテゴリー4)「職員と組織の能力向上」(カテゴリー5)「事業所の重要課題に対する組織的な活動」(カテゴリー7)の内容は, ECERS が測定する内容には含まれていない。

この点を踏まえると、第三者評価事業による評価が測定する「質」、特に「サービス提供のプロセス」(カテゴリ6)以外の共通評価項目が測定する「質」と ECERS が測定する「質」が異なるために、両者が無関連であるということが可能性としては考えられる。しかし、保育の場におけるリーダーシップやマネジメントは、子どもの発育を促す保育の質を規定する要因と関連があることが分かっている(秋田・淀川・佐川・鈴木,2016)[42]。このため、第三者評価において共通評価項目のカテゴリ1~5と7で評価される組織マネジメントの評価内容が保育分野における組織マネジメントの評価として妥当性が高いならば、ECERSによる評価が保育内容そのものを測定するのであって共通評価項目のカテゴリ1~5と7が測定する内容とは異なっている、構成概念妥当性の考え方を踏まえると ECERS による評価結果との相関が見られるものと予測できたが、本研究では無関連であった。

保育の現場は、非常勤職の比率が高いこと、職員の保育資格保持の要件が施設類型によって異なること、園長や管理職になるための要件も施設や法人により異なること、長時間開所を可能にするために職員の勤務が多くの場合シフト制であること、女性の職員の割合が高いこと、また子どもの教育とケアだけではなく、保護者支援や地域における子育て支援の機能も担うこととされているなど、幼児教育・保育の文脈固有の要素を含む組織である(秋田ら, 2016)[42]。そのため、学校経営や会社組織経営におけるリーダーシップやマネジメントの理論や概念のみに基づいて保育の現場におけるリーダーシップやマネジメントを理解することは難しい。実際に近年の保育におけるリーダーシップ研究では、伝統的なリーダーシップ論にみられるような職員間の階層的な構造におけるそれとは異なり、一人のリーダーによるものではなく、職員間の関係性の中であらゆる職員がリーダーシップを発揮する、リーダーシップが職員の間で共有され分散される「分散型・共有型リーダーシップ」が子どもの発達を促す保育の質を保證する重要な要因になることが言われている(Siraj & Hallet, 2014; 秋田ら, 2016)[43]。

東京都福祉サービス第三者評価では保育だけではなく高齢者福祉など保育とは異なる他の福祉領域についても共通して評価する「共通評価項目」によって組織マネジメントを評価することとなっている。保育の場におけるリーダーシップやマネジメントの固有性や独自性と同様に、他の福祉領域においてもそれぞれの場の固有性や独自性は当然あると考えられる。あらゆる福祉領域に共通する組織マネジメントを評価できることを追求することと、個々の福祉領域に特徴的で効果的なリーダーシップやマネジメントのあり方を評価できることの両立が可能になっているのかという視点も含めつつ、内容的妥当性の観点から評価内容を精査することが今後必要かも知れない。

一方で、東京都福祉サービス第三者評価に含まれる評価のなかには、ECERSが測定する内容と重複するものもある。特に、共通評価項目「サービス提供のプロセス」(カテゴリ6)は、保育の内容に特化したものである。例えば、「子どもの自主性自発性を尊重し遊びこめる時間と空間の配慮をしている」(カテゴリ6-3-1)や「子ども一人ひとりの状況に応じて、子どもが言葉による伝え合いを楽しみ、言葉に対する感覚を養えるよう配慮している」(カテゴリ6-3-3)などの項目はまさに、子どもが施設において経験する内容そのものであり、(幼児教育・保育の)“プロセスの質”に含まれ、「子どもの発達を促す質」としても見解が蓄積されているものである。

東京都福祉サービス第三者評価では、「実施あり」「実施なし」「非該当」の三択からこれらの内容を評価することになっており、これらの項目は、本研究が分析対象とした3000を越える施設で実施率100%となっている(Appendix 参照)。このため、施設間の差異がとらえ

にくい状況にある。一方、ECERSではこれらの内容についてもかなり多岐に渡る視点から評価をつける。例えば、「子どもの自主性自発性を尊重し遊びこめる時間と空間の配慮をしている」(カテゴリー6-3-1)という内容については、自由遊びの時間の長さだけでなく、絵本の置き方、微細運動遊びや造形活動、積み木、ごっこ遊び等様々な遊びや活動における当該内容の評価をおこなう。また、一つひとつの評価指標は「達成・不達成」をつけていくものであるが、例えば「子ども一人ひとりの状況に応じて、子どもが言葉による伝え合いを楽しみ、言葉に対する感覚を養えるよう配慮している」(カテゴリー6-3-3)といった内容を評価する際には、「子どもが自分の能力に応じて順番(交代)に話せるような、保育者と子どもの会話がほとんどない」といったレベルから、「保育者は子どもがお互いにやりとりできるように助ける」「保育者は子どもがより長く答えられるような質問を多くする」といったレベルの内容まで、かなり具体的な内容について評価をおこなう(項目13話し言葉の促進; Harms et al., 埋橋訳, 2016)[29]。多岐にわたって細かく具体的な内容について評価をするため、ECERSによる評価結果は第三者評価事業による評価に比べて施設間の差異がより反映されやすくなっているだろう。

東京都福祉サービス第三者評価には利用者調査として保護者に対する調査も含まれているが、利用者調査の結果はECERSによる評価結果と関連が見られなかった。保護者による施設評価は、保護者の施設における日常的な観察を基盤とするもので、施設における教育やケアのあり方にたいする保護者の能動的な関与という、OECDでも近年重視されている側面を含む(OECD, 2012; 秋田ら訳, 2019)[4]。また、保育所保育指針に示されている保護者支援について当事者からの評価が示されることは必要である。しかし一方で、保護者が園環境を客観的・科学的に評価することは難しく、園環境を過大評価しがちであることが実証研究によって示されている(Cryer & Burchinal, 1997)[44]。このことは、利用者調査における各項目の結果のうち、「保育所での活動は、子どもの心身の発達に役立っているか」「保育所での活動は、子どもが興味や関心を持って行えるようになってきているか」といったまさに保育の質の根幹を問うものについて、3000を越える施設の保護者の回答が「はい」が96%ないし94%を越えていることと整合的である。

これらを踏まえると、保育内容に関しては第三者評価の「サービス提供のプロセス」(カテゴリー6)や利用者調査が測定しようとしている「質」とECERSが測定する「質」は内容的に重複する部分があり、この部分については第三者評価が測定しようとする内容の妥当性が低いとは必ずしも言えないものの、第三者評価における評価は測定の精度や感度が高いとは言えないため、第三者評価の結果とECERSによる評価結果に関連が見られないということも考えられた。

### 4.3 東京都福祉サービス第三者評価における課題

分析結果を踏まえ、東京都福祉サービス第三者評価における課題を整理したい。福祉サービス第三者評価は「質の高い福祉サービスを提供する組織体としての福祉経営の状態を図る評価であるがゆえに」(重田, 2018)[21]、組織マネジメントやサービス提供プロセス、利用者調査と評価項目が多岐にわたっている。各福祉領域の領域固有の実態や課題に即した定義が明確にされた上で評価項目が設計され、学術的な検証を重ねていく必要があるだろう。組織マネジメントを例に挙げると、「組織マネジメントが良好である状態」とはどのようなものか、それはどのように利用者の福祉に資するのかについて明示された上で、その定義の下に

評価すべき内容が網羅されているのかという観点（内容的妥当性の観点）からの検証が必要であろう。

本研究において第三者評価の結果と ECERS による評価結果及び各種アウトカムとの間に有意な関連が見られなかったということは、第三者評価の評価内容の妥当性が本研究では認められなかったということになる。ただし、分析対象とできた第三者評価事業による評価結果と ECERS による評価結果の両方のデータがあったのは合計 14 施設でありサンプルサイズが小さいことから関連の強さや有意性についての積極的な解釈には慎重になるべきであり、本研究の示唆を元に、より大きなサンプルサイズで検証を重ねる必要がある。

また第三者評価事業による評価は多くの評価項目について高い実施率となって天井効果を生じ施設間の分散がほとんど見られないという状況も今後検討すべき課題であるだろう。質の向上については検証しにくく、また一般の利用者が施設間の差異を見出すことは難しいということ踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の目的であるところの「事業者の提供するサービスの質の向上に資すること」「利用者のサービス選択のための情報を提供すること」が達成されていると言えるかについて更なる検討が必要な現状にあると考えられる。

これとは別の視点として、本研究の分析によって示されたあらゆる評価項目における高い実施率は、公表のあり方についての課題を示唆するものである可能性がある。東京都福祉サービス第三者評価事業では、事業者側と評価機関側が評価結果について合意をした上で結果を公表することとなっており（東京都福祉サービス評価推進機構事業者向けパンフレット）[45]、それ自体は意義のあることである。しかし、事業者側が評価結果に合意しなければ結果公表に至らないということは、事業者側にとって不利な結果が公表されにくい状況を生み出しているのではないかという懸念が生まれる。また、第三者評価が事業者側と評価機関側の直接契約を基本としてなされることから、評価機関側が事業者側にとって不利な結果を出しにくい構造になっているのではないかという懸念も指摘できる。結果の公表の前段階にてなされる、事業者側と評価機関側の間での評価結果についての合意形成プロセスのあり方についても丁寧に学術的な検証を重ねその結果を踏まえた工夫を図ることによって、福祉サービス第三者評価が利用者にとって信頼できる情報と見なされ広く施設選択に利用されるようになることが期待できる。

## 行政指導監査と第三者評価事業との共通項

質の評価を客観的に行うという点で福祉サービス第三者評価事業と共通するのものに、行政による保育所等に対する指導監査が挙げられる。ここでは、行政指導監査と第三者評価事業との共通項を探りながら、両体制の連携について展望したい。

各法に基づいて幼児教育施設の設置認可を担う都道府県が行う指導監査は、措置費等についての事務処理状況や施設についての最低基準等の実施が適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするを目的としている（厚生労働省、2016 通知）[46]。子ども・子育て支援法に基づいて市町村が行う指導監査は、特定教育・保育等の質の確保と各種給付費の支給等に関する業務等の適正化を目的としている（内閣府・文部科学省・厚生労働省課長名 2015 通知）[47]。

このように、第三者評価事業とは目的が異なるが、都道府県レベル・市町村レベルの二手で保育・幼児教育の質を担保しようとする体制がある。しかしながら、異なる実施主体（都道府県・市町村）が複数の種類の指導監査を行ううえに様々な点で指導・点検事項が重複し

ていることなどによって、実施する行政側にとっても、受け入れの施設側にとっても、指導監査が非効率かつ負担となっていることが指摘されている(厚生労働省, 2020)[48]。実際、例えば、東京都調布市では「調布市の指導検査は、「東京都福祉保健局が作成する指導検査基準」と「調布市特定教育・保育施設指導検査基準」の双方を用いて実施」とされており(東京都調布市 HP)[49]、公表されている検査基準(東京都福祉保健局, 2021; 調布市子ども生活部子ども政策課, 2021)[50, 51]の内容には両方で重複があることがわかる。このことを踏まえ、「実施の計画段階から都道府県と市町村の間で調整を行い、可能な限り同時に実施するほか、必要となる資料や様式等について統一化するなどの連携を図り、円滑かつ効果的な実施に努める」よう通知が出されている(内閣府・文部科学省・厚生労働省課長名通知, 2015年12月7日)[52]。

具体的に再度東京都と東京都調布市を例に見てみると、幼児教育から就学への接続という点で、東京都保育所指導検査基準保育内容編1保育の状況(11)「小学校との連携」と調布市特定教育・保育施設指導検査基準Ⅱ保育に関する基準2「小学校等との連携」は、東京都福祉サービス第三者評価共通評価項目6サービス提供のプロセス4サービスの実施の6「小学校教育への円滑な接続に向け、小学校と連携をとって、援助している」と内容が重複していると言えるだろう。東京都調布市の認可保育所は、東京都福祉サービス第三者評価を受審することとなるため、全国社会福祉協議会による「内容評価基準ガイドライン(保育所版)」による受審は基本的にはないが、同ガイドラインを参照しても、A-1保育内容のA-1-(2)-10「小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している」という項目とも内容が重複していると言えるだろう。苦情解決という点では、東京都保育所指導検査基準2基本方針及び組織(5)「苦情解決」と調布市特定教育・保育施設指導検査基準Ⅰ運営に関する基準13「苦情解決」は、東京都福祉サービス第三者評価組織マネジメント共通評価項目3経営における社会的責任2の1の1「苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている」2「利用者の意向(意見・要望・苦情)に対し、組織的に速やかに対応する仕組みがある」と内容が重複している。同様に、全国社会福祉協議会による「共通評価基準ガイドライン」におけるⅢ適切な福祉サービスの実施Ⅲ-1-(4)「利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている」と内容が重複していると言える。その他にも、会計に関する内容以外の内容について、東京都レベルと市レベルの指導監査の内容は、第三者評価事業による評価内容とも重複が見られる。

監査内容と評価内容に重複があるという点だけでなく、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第38条の規定により、「都道府県知事は、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならない」とされ保育所に対する指導監査に実地検査が義務付けられており、書面による確認だけでなく観察による確認も行うこととされている点で、第三者評価事業と共通項があるとも言える。ただし、実地検査を行う行政側の人員不足等の理由により、自治体によっては実地検査の実施率は芳しくない(厚生労働省, 2020)[48]。また、指導検査における評価の基準を監査員間で共有することや指導基準の平準化の難しさ(厚生労働省, 2020)[48]は、第三者評価事業においても同様に見られることであり(日本保育協会, 2018)[19]、質の評価をしていくうえで、評価をする側の quality control は行政及び第三者評価事業の両者において共有される課題と言える。



自治体ウェブサイト<sup>13</sup>で公表されている行政指導監査結果において、指摘されている事項のほとんどは財務管理、理事会や評議会に関連するものであり、保育内容に直接的に関わるものはほぼ見られない<sup>14</sup>。行政指導監査が何を「指導」するのか、その内容や確認方法を精査・明確化するとともに、「保育の質を担保する」目的のもと行政指導監査と第三者評価事業との連携や分担のあり方を再構築することも可能性として考えられる。例えば、ニュージーランドのように施設運営や会計に関する監査を担当する機関（教育省）と保育の質や教育環境の評価と報告を担当する機関 (Education Review Office) というように行政内での役割分担が明確にされている国や、イギリスのように国の機関である Office for Standards in Education, Children’s Services and Skills(Ofsted) が監査と第三者評価を全国的に一元管理している国の例 (池本, 2016)[53] など、参考とできる諸外国の体制はある。先に述べた児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 38 条の規定では、自治体職員が実地検査することが定められており、そのことが行政側にとっての実地検査の大きな負担となっていることを背景に、実地検査についての要件を削除するという案も出された (厚生労働省, 2022)[54]。行政による実地検査の削除について反対する多くのパブリックコメントが寄せられ、どのような改正に進むのかは不透明である。国の機関である Ofsted の直接雇用による検査官だけではなく、Ofsted と契約した民間機関が採用・契約した検査官も実地検査を可能としているイギリスの例 (池本, 2016)[53]などを参考にしつつ、現状の行政指導監査と第三者評価事業の体制の改善の道筋が得られるかも知れない。

---

<sup>13</sup>例えば、以下のサイトが挙げられる熊本県：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/138719.html> 静岡市：[https://www.city.shizuoka.lg.jp/344\\_000075.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/344_000075.html) 横浜市：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/kanendokekka.html>

<sup>14</sup>熊本県、静岡市、横浜市で公表されている行政指導監査結果においては、保育室や園庭の広さや保育士配置基準についての指摘がごくわずかに見られるのみである。

## 引用文献

- [1] 文部科学省. 全国家庭児童調査結果の概要. <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/5zentai.pdf>, 2014. 2022年9月30日最終アクセス.
- [2] Shintaro Yamaguchi, Yukiko Asai, and Ryo Kambayashi. How does early childcare enrollment affect children, parents, and their interactions? *Labour Economics*, Vol. 55, pp. 56–71, 2018.
- [3] 文部科学省. 令和元年度幼児教育実態調査. [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2020/01/30/1278591\\_06.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2020/01/30/1278591_06.pdf), 2020. 2022年9月30日最終アクセス.
- [4] OECD (Organización para la Cooperación y el Desarrollo Económicos). *Starting Strong III: A Quality Toolbox for Early Childhood Education and Care*, 2012. 2019年, 秋田喜代美・阿部真美子・一見真理子・門田理世・北村友人・鈴木正敏・星三和子訳『OECD 保育の質向上白書——人生の始まりこそ力強く：ECEC のツールボックス』明石書店.
- [5] 秋田喜代美, 箕輪潤子, 高櫻綾子. 保育の質研究の展望と課題. 東京大学大学院教育学研究科紀要, Vol. 47, pp. 289–305, 2007.
- [6] 無藤隆. 保育の質と卓越性 日本保育学会（編）保育学講座 1. pp. 253–278. 明石書店, 2019.
- [7] 厚生労働省. 保育所における自己評価ガイドライン (2020年改訂版). <https://www.mhlw.go.jp/content/000609915.pdf>, 2020. 2022年9月30日最終アクセス.
- [8] 厚生労働省. 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について (通知), 2018.
- [9] 厚生労働省. 福祉サービス第三者評価事業に関する指針. [https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta8875&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8875&dataType=1&pageNo=1), 2004. 2022年9月30日最終アクセス.
- [10] 鈴木正敏. 幼児教育・保育をめぐる国際的動向—OECD の視点から見た質の向上と保育政策—. 教育学研究, Vol. 81, No. 4, pp. 460–472, 2014.
- [11] Terri J Sabol, Sandra L Soliday Hong, Robert C Pianta, and Margaret R Burchinal. Can rating pre-k programs predict children’s learning? *Science*, Vol. 341, No. 6148, pp. 845–846, 2013.
- [12] Chris M. Herbst. The impact of quality rating and improvement systems on families’ child care choices and the supply of child care labor. *Labour Economics*, Vol. 54, pp. 172–190, 2018.
- [13] 全国社会福祉協議会. 第三者評価事業 評価基準について. <http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>, 2018. 2022年9月30日最終アクセス.

- [14] 東京都福祉サービス評価推進機構. 東京都の福祉サービス第三者評価セカンドステージ～さらなる第三者評価普及・定着への一歩～（平成16年度評価・研究委員会報告書）. <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyouka/04kikou/img/secondstage.pdf>, 2005. 2022年9月30日最終アクセス.
- [15] 東京都福祉サービス評価推進機構. 福祉サービス第三者評価に関するこれまでの流れ（平成5年～平成17年、国と東京都との比較）. <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyouka/04kikou/img/secondstage.pdf>, 2005. 2022年9月30日最終アクセス.
- [16] 東京都. 東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（通知）. <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/document/24shishin.pdf>, 2012. 2022年9月30日最終アクセス.
- [17] 東京都福祉サービス評価推進機構. 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について（通知）. [http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/document/R2syuhou\\_kyotsuhyokakoumoku.pdf](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/document/R2syuhou_kyotsuhyokakoumoku.pdf), 2020. 2022年9月30日最終アクセス.
- [18] 東京都福祉サービス評価推進機構. 東京都福祉サービス第三者評価とは. <https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/outline.htm>, 2022. 2022年9月30日最終アクセス.
- [19] 日本保育協会. 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等の情報公開・情報発信に関する調査研究」報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520272.pdf>, 2018. 2022年9月30日最終アクセス.
- [20] 村山航. 妥当性概念の歴史的変遷と心理測定学的観点からの考察. 教育心理学年報, Vol. 51, pp. 118-130, 2012.
- [21] 重田史絵. わが国の福祉サービス第三者評価制度の変遷から見る「利用者の選択に資する情報提供」に関する考察. ライフデザイン学研究= Journal of human life design, No. 13, pp. 133-158, 2017.
- [22] 内閣府. 規制改革実施計画. <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/140624/item1.pdf>, 2014. 2022年9月30日最終アクセス.
- [23] 内閣府. 「日本再興戦略」改訂. [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0630/shiryo\\_02-1.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/0630/shiryo_02-1.pdf), 2015. 2022年9月30日最終アクセス.
- [24] 厚生労働省. 保育所等関連状況取りまとめ（令和2年4月1日）. <https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000979606.pdf>, 2020. 2022年9月30日最終アクセス.
- [25] 内閣府. 子ども・子育て支援制度について. <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/setsumei.pdf>, 2019. 2022年9月30日最終アクセス.

- [26] 東京都福祉保健局. 東京都保育サービス推進事業補助金各加算項目等説明資料. <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/jigyo/kyaria-hoiku.files/20210203ss2.pdf>, 2022. 2022年9月30日最終アクセス.
- [27] 東京都福祉保健局. 東京都保育士等キャリアアップ補助金. <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/jigyo/kyaria-hoiku.files/20210203cr.pdf>, 2022. 2022年9月30日最終アクセス.
- [28] 横浜市. 横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱. [https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu\\_oshirase.files/0115\\_20200305.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.files/0115_20200305.pdf), 2013. 2022年9月30日最終アクセス.
- [29] T. Harms, R. M. Clifford, and D Cryer. *Early Childhood Environment Rating Scale, third edition (ECERS-3)*. Teachers College Press, 2015. 2016年, 埋橋玲子訳『新・保育環境評価スケール①〈3歳以上〉』法律文化社.
- [30] Linda Biersteker, Andrew Dawes, Lynn Hendricks, and Colin Tredoux. Center-based early childhood care and education program quality: A south african study. *Early Childhood Research Quarterly*, Vol. 36, pp. 334–344, 2016.
- [31] Susanne Garvis, Sonja Sheridan, Pia Williams, and Elisabeth Mellgren. Cultural considerations of ecers-3 in sweden: a reflection on adaption. *Early Child Development and Care*, Vol. 188, No. 5, pp. 584–593, 2018.
- [32] Kejian Li, Bi Ying Hu, Yi Pan, Jinliang Qin, and Xitao Fan. Chinese early childhood environment rating scale (trial)(cecers): A validity study. *Early Childhood Research Quarterly*, Vol. 29, No. 3, pp. 268–282, 2014.
- [33] Sonja Sheridan, Joanna Giota, You-Me Han, and Jeong-Yoon Kwon. A cross-cultural study of preschool quality in south korea and sweden: Ecers evaluations. *Early Childhood Research Quarterly*, Vol. 24, No. 2, pp. 142–156, 2009.
- [34] 埋橋玲子, 山本真里子. 『保育環境評価スケール』の運用について: 石川県における実践事例の紹介と当該スケールに対する2つの誤解の訂正. 同志社女子大学学術研究年報, Vol. 70, pp. 105–109, 2020.
- [35] 渡邊恵子ほか. 第2部第2章 ECERS-3 と SSTEW の試行調査とその結果, 幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究〈報告書〉. 国立教育政策研究所, pp. 105–109, 2017. 2022年9月30日最終アクセス.
- [36] 藤澤啓子, 中室牧子. 保育の「質」は子どもの発達に影響するのか-小規模保育園と中規模保育園の比較から. RIETI ディスカッションペーパーシリーズ, 2017.
- [37] 藤澤啓子, 深井太洋, 広井賀子, 中室牧子. 認可保育所における幼児教育・保育の質に関する評価の実施と課題. *ESRI Discussion Paper*, No. 369, 2022.

- [38] Margaret Burchinal, Katherine Magnuson, Douglas Powell, and Sandra Soliday Hong. Early childcare and education. In *Handbook of Child Psychology and Developmental Science*, chapter 6, pp. 223–267. John Wiley & Sons, Inc., 2015.
- [39] 大村政男, 高嶋正士, 山内茂, 橋本泰子. KIDS 乳幼児発達スケール, 1989.
- [40] Kirby Deater-Deckard. Parent feelings questionnaire. *Journal of Abnormal Psychology*, 1996.
- [41] 埋橋玲子. はじめに (In. Seplocha, H. Coating with ECERS: Strategies and Tools to Improve Quality in Pre-K & K Classrooms. (埋橋 玲子監訳 (2020). 保育コーチング ecers を使って), 2018.
- [42] 秋田喜代美, 淀川裕美, 佐川早季子, 鈴木正敏. 保育におけるリーダーシップ研究の展望. 東京大学大学院教育学研究科紀要, Vol. 56, pp. 283–306, 2016.
- [43] Iram Siraj and Elaine Hallet. *Effective and caring leadership in the early years*. Sage, 2013. 2016 年, 秋田喜代美監訳『保育リーダーシップ——協働的な学びを生み出すために』明石書店.
- [44] Debby Cryer and Margaret Burchinal. Parents as child care consumers. *Early childhood research quarterly*, Vol. 12, No. 1, pp. 35–58, 1997.
- [45] 東京都福祉サービス評価推進機構. 東京都の福祉サービス第三者評価. [https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/image/R1pamph\\_1.pdf](https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/image/R1pamph_1.pdf), 2019. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.
- [46] 厚生労働省. 児童福祉行政指導監査の実施について (通知). #[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h281024/jisshi\\_zenbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h281024/jisshi_zenbun.pdf), 2016. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.
- [47] 内閣府, 文部科学省, 厚生労働省課長名. 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について (通知). [https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h271207/shidoukansa\\_hoiku.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/h271207/shidoukansa_hoiku.pdf), 2015. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.
- [48] 厚生労働省. 保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書. <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000645974.pdf>, 2020. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.
- [49] 調布市. 特定教育・保育施設の指導検査. <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1592182439250/index.html>, 2022. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.
- [50] 東京都福祉保健局. 保育所指導検査基準 (令和 3 年 4 月 1 日適用). [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/kiyun.files/R3\\_ninnka.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/kiyun.files/R3_ninnka.pdf), 2021. 2022 年 9 月 30 日最終アクセス.

- [51] 調布市子ども生活部子ども政策課. 調布市特定教育・保育施設（認可保育所）指導検査基準（令和3年6月8日適用）. <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1592182439250/files/kizyun.pdf>, 2021. 2022年9月30日最終アクセス.
- [52] 厚生労働省. 児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について（事務連絡）, 2020.
- [53] 池本美香. 保育評価の展望——元的評価の意義と可能性—. 保育学研究, Vol. 56, No. 1, pp. 11–20, 2018.
- [54] 厚生労働省. 児童福祉法施行令の一部を改正する政令案（概要）について. <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000228644>, 2022. 2022年9月30日最終アクセス.

## Appendix

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
1 事業所が目指していることの実現に向けて一丸となっている	1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)を周知している	1 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)について、職員の理解が深まるような取り組みを行っている	0.999	0.001	0.000
		2 事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)について、利用者本人や家族等の理解が深まるような取り組みを行っている	0.998	0.002	0.000
	2 経営層(運営管理者含む)は自らの役割と責任を職員に対して表明し、事業所をリードしている	1 経営層は、事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けて、自らの役割と責任を職員に伝えている	0.998	0.002	0.000
		2 経営層は、事業所が目指していること(理念・ビジョン、基本方針など)の実現に向けて、自らの役割と責任に基づいて職員が取り組むべき方向性を提示し、リーダーシップを発揮している	0.997	0.003	0.000
	3 重要な案件について、経営層(運営管理者含む)は実情を踏まえて意思決定し、その内容を関係者に周知している	1 重要な案件の検討や決定の手順があらかじめ決まっている	0.999	0.001	0.000
		2 重要な意思決定に関し、その内容と決定経緯について職員に周知している	0.999	0.001	0.000
		3 利用者等に対し、重要な案件に関する決定事項について、必要に応じてその内容と決定経緯を伝えている	0.998	0.002	0.000

表 10: カテゴリー 1(リーダーシップと意思決定) 選択肢ごとの割合



サブカテゴリー		評価項目		標準項目	実施あり	実施なし	非該当	
1	事業所を取り巻く環境について情報を把握・検討し、課題を抽出している	1	事業所を取り巻く環境について情報を把握・検討し、課題を抽出している	1	利用者アンケートなど、事業所側からの働きかけにより利用者の意向について情報を収集し、ニーズを把握している	1.000	0.000	0.000
				2	事業所運営に対する職員の意向を把握・検討している	0.999	0.001	0.000
				3	地域の福祉の現状について情報を収集し、ニーズを把握している	0.998	0.002	0.000
				4	福祉事業全体の動向（行政や業界などの動き）について情報を収集し、課題やニーズを把握している	0.999	0.001	0.000
				5	事業所の経営状況を把握・検討している	0.996	0.004	0.000
				6	把握したニーズ等や検討内容を踏まえ、事業所として対応すべき課題を抽出している	0.997	0.003	0.000
2	実践的な計画策定に取り組んでいる	1	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）の実現に向けた中・長期計画及び単年度計画を策定している	1	課題をふまえ、事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）の実現に向けた中・長期計画を策定している	0.877	0.123	0.000
				2	中・長期計画をふまえた単年度計画を策定している	0.905	0.095	0.000
				3	策定している計画に合わせた予算編成を行っている	0.990	0.010	0.000
		2	着実な計画の実行に取り組んでいる	1	事業所が目指していること（理念・ビジョン、基本方針など）の実現に向けた、計画の推進方法（体制、職員の役割や活動内容など）、目指す目標、達成度合いを測る指標を明示している	0.941	0.059	0.000
				2	計画推進にあたり、進捗状況を確認し（半期・月単位など）、必要に応じて見直しをしながら取り組んでいる	0.976	0.024	0.000

表 11: カテゴリー 2(事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行) 選択肢ごとの割合

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
1 社会人・福祉サービス事業者として守るべきことを明確にし、その達成に取り組んでいる	1	1 社会人・福祉サービスに従事する者として守るべき法・規範・倫理などを周知し、遵守されるよう取り組んでいる	0.999	0.001	0.000
		2 全職員に対して、守るべき法・規範・倫理（個人の尊厳を含む）などが遵守されるよう取り組み、定期的に確認している	0.995	0.005	0.000
2 利用者の権利擁護のために、組織的な取り組みを行っている	1	1 苦情解決制度を利用できることや事業者以外の相談先を遠慮なく利用できることを、利用者に伝えている	0.999	0.001	0.000
		2 利用者の意向（意見・要望・苦情）に対し、組織的に速やかに対応する仕組みがある	1.000	0.000	0.000
	2	1 利用者の気持ちを傷つけるような職員の言動、虐待が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に防止対策を徹底している	0.997	0.003	0.000
		2 虐待を受けている疑いのある利用者の情報を得たときや、虐待の事実を把握した際には、組織として関係機関と連携しながら対応する体制を整えている	0.999	0.001	0.000
3 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている	1	1 透明性を高め、地域との関係づくりに向けて取り組んでいる	0.997	0.003	0.000
		2 ボランティア、実習生及び見学・体験する小・中学生などの受け入れ体制を整備している	0.983	0.018	0.000
	2	1 地域の福祉ニーズにもとづき、事業所の機能や専門性をいかした地域貢献の取り組みをしている	0.960	0.041	0.000
		2 事業所が地域の一員としての役割を果たすため、地域関係機関のネットワーク（事業者連絡会、施設長会など）に参画している	0.999	0.001	0.000
		3 地域ネットワーク内での共通課題について、協働できる体制を整えて、取り組んでいる	0.991	0.009	0.000

表 12: カテゴリー 3(経営における社会的責任) 選択肢ごとの割合

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当	
1	リスクマネジメントに計画的に取り組んでいる	1 事業所としてリスクマネジメントに取り組んでいる	1 事業所が目指していることの実現を阻害する恐れのあるリスク（事故、感染症、侵入、災害、経営環境の変化など）を洗い出し、どのリスクに対策を講じるかについて優先順位をつけている	0.975	0.025	0.000
			2 優先順位の高さに応じて、リスクに対し必要な対策をとっている	0.975	0.025	0.000
			3 災害や深刻な事故等に遭遇した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定している	0.742	0.258	0.000
			4 リスクに対する必要な対策や事業継続計画について、職員、利用者、関係機関などに周知し、理解して対応できるように取り組んでいる	0.908	0.092	0.000
			5 事故、感染症、侵入、災害などが発生したときは、要因及び対応を分析し、再発防止と対策の見直しに取り組んでいる	0.998	0.002	0.000
2	事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしている	1 事業所の情報管理を適切に行い活用できるようにしている	1 情報の収集、利用、保管、廃棄について規程・ルールを定め、職員（実習生やボランティアを含む）が理解し遵守するための取り組みを行っている	0.996	0.004	0.000
			2 収集した情報は、必要な人が必要ときに活用できるように整理・管理している	0.998	0.002	0.000
			3 情報の重要性や機密性を踏まえ、アクセス権限を設定するほか、情報漏えい防止のための対策をとっている	0.998	0.002	0.000
			4 事業所で扱っている個人情報については、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえ、利用目的の明示及び開示請求への対応を含む規程・体制を整備している	0.992	0.008	0.000

表 13: カテゴリー 4(リスクマネジメント) 選択肢ごとの割合

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当	
1 事業所が目指している経営・サービスを実現する人材の確保・育成・定着に取り組んでいる	1 事業所が目指していることの実現に必要な人材構成にしている	1 事業所が求める人材の確保ができるよう工夫している	1.000	0.000	0.000	
		2 事業所が求める人材、事業所の状況を踏まえ、育成や将来の人材構成を見据えた異動や配置に取り組んでいる	0.998	0.002	0.000	
	2 事業所の求める人材像に基づき人材育成計画を策定している	1 事業所が求める職責または職務内容に応じた長期的な展望（キャリアパス）が職員に分かりやすく周知されている	0.884	0.116	0.000	
		2 事業所が求める職責または職務内容に応じた長期的な展望（キャリアパス）と連動した事業所の人材育成計画を策定している	0.872	0.128	0.000	
	3 事業所の求める人材像を踏まえた職員の育成に取り組んでいる	1 勤務形態に関わらず、職員にさまざまな方法で研修等を実施している	0.999	0.001	0.000	
		2 職員一人ひとりの意向や経験等に基づき、個人別の育成（研修）計画を策定している	0.911	0.089	0.000	
		3 職員一人ひとりの育成の成果を確認し、個人別の育成（研修）計画へ反映している	0.908	0.092	0.000	
		4 指導を担当する職員に対して、自らの役割を理解してより良い指導ができるよう組織的に支援を行っている	0.986	0.014	0.000	
	4 職員の定着に向け、職員の意欲向上に取り組んでいる	1 事業所の特性を踏まえ、職員の育成・評価と処遇（賃金、昇進・昇格等）・称賛などを連動させている	0.964	0.036	0.000	
		2 就業状況（勤務時間や休暇取得、職場環境・健康・ストレスなど）を把握し、安心して働き続けられる職場づくりに取り組んでいる	0.999	0.001	0.000	
		3 職員の意識を把握し、意欲と働きがいの向上に取り組んでいる	0.998	0.002	0.000	
		4 職員間の良好な人間関係構築のための取り組みを行っている	0.998	0.002	0.000	
	2 組織力の向上に取り組んでいる	1 組織力の向上に向け、組織としての学びとチームワークの促進に取り組んでいる	1 職員一人ひとりが学んだ研修内容を、レポートや発表等を通じて共有化している	0.997	0.003	0.000
			2 職員一人ひとりの日頃の気づきや工夫について、互いに話し合い、サービスの質の向上や業務改善に活かす仕組みを設けている	0.999	0.001	0.000
			3 目標達成や課題解決に向けて、チームでの活動が効果的に進むよう取り組んでいる	0.997	0.003	0.000

表 14: カテゴリー 5(職員と組織の能力向上) 選択肢ごとの割合

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
1 サービス情報の提供	1 利用希望者等に対してサービスの情報を提供している	1 利用希望者等が入手できる媒体で、事業所の情報を提供している	0.999	0.001	0.000
		2 利用希望者等の特性を考慮し、提供する情報の表記や内容をわかりやすいものにしてしている	0.999	0.001	0.000
		3 事業所の情報を、行政や関係機関等に提供している	1.000	0.000	0.000
		4 利用希望者等の問い合わせや見学の要望があった場合には、個別の状況に応じて対応している	1.000	0.000	0.000
2 サービスの開始・終了時の対応	1 サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている	1 サービスの開始にあたり、基本的ルール、重要事項等を保護者の状況に応じて説明している	1.000	0.000	0.000
		2 サービス内容について、保護者の同意を得るようにしている	0.999	0.001	0.000
		3 サービスに関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している	0.999	0.001	0.000
	2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている	1 サービス開始時に、子どもの保育に必要な個別事情や要望を決められた書式に記録し、把握している	1.000	0.000	0.000
		2 利用開始直後には、子どもの不安やストレスが軽減されるように配慮している	1.000	0.000	0.000
		3 サービスの終了時には、子どもや保護者の不安を軽減し、支援の継続性に配慮した支援を行っている	0.990	0.010	0.000
3 個別状況の記録と計画策定	1 定められた手順に従ってアセスメント（情報収集、分析および課題設定）を行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している	1 子どもや保護者の心身状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって記録し把握している	1.000	0.000	0.000
		2 子どもや保護者のニーズや課題を明示する手続きを定め、記録している	1.000	0.000	0.000
		3 アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている	0.999	0.001	0.000

表 15: カテゴリー 6(サービス提供のプロセス) 選択肢ごとの割合

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当				
	2	全体的な計画や子どもの様子を踏まえた指導計画を作成している	1	指導計画は、全体的な計画を踏まえて、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の各領域を考慮して作成している	0.998	0.002	0.000		
			2	指導計画は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化に即して、作成、見直しをしている	1.000	0.000	0.000		
			3	個別的な計画が必要な子どもに対し、子どもの状況（年齢・発達の状況など）に応じて、個別的な計画の作成、見直しをしている	0.999	0.001	0.000		
			4	指導計画を保護者にわかりやすく説明している	0.987	0.013	0.000		
			5	指導計画は、見直しの時期・手順等の基準を定めたうえで、必要に応じて見直ししている	0.999	0.001	0.000		
	3	子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している	1	子ども一人ひとりに関する必要な情報を記載するしくみがある	1.000	0.000	0.000		
			2	指導計画に沿った具体的な保育内容と、その結果子どもの状態がどのように推移したのかについて具体的に記録している	0.999	0.001	0.000		
	4	子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している	1	指導計画の内容や個人の記録を、保育を担当する職員すべてが共有し、活用している	0.999	0.001	0.000		
			2	申し送り・引継ぎ等により、子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報を職員間で共有化している	1.000	0.000	0.000		
	4	サービスの実施	1	子ども一人ひとりの発達の状態に応じた保育を行っている	1	発達の過程や生活環境などにより、子ども一人ひとりの全体的な姿を把握したうえで保育を行っている	1.000	0.000	0.000
					2	子どもが主体的に周囲の人・もの・ことに興味や関心を持ち、働きかけができるよう、環境を工夫している	0.999	0.001	0.000
					3	子ども同士が年齢や文化・習慣の違いなどを認め合い、互いを尊重する心が育つよう配慮している	1.000	0.000	0.000
					4	特別な配慮が必要な子ども（障害のある子どもを含む）の保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう援助している	1.000	0.000	0.000
					5	発達の過程で生じる子ども同士のトラブル（けんか・かみつき等）に対し、子どもの気持ちを尊重した対応をしている	0.988	0.012	0.000
					6	【5歳児の定員を設けている保育所のみ】 小学校教育への円滑な接続に向け、小学校と連携をとって、援助している	0.998	0.002	0.000

表 16: カテゴリー 6(サービス提供のプロセス) 選択肢ごとの割合 (続き)

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
2	子どもの生活が安定するよう、子ども一人ひとりの生活のリズムに配慮した保育を行っている	1 登園時に、家庭での子どもの様子を保護者に確認している	0.992	0.008	0.000
		2 発達の状態に応じ、食事・排せつなどの基本的な生活習慣の大切さを伝え、身につくよう援助している	0.989	0.011	0.000
		3 休息（昼寝を含む）の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している	0.984	0.016	0.000
		4 降園時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている	0.997	0.003	0.000
3	日常の保育を通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開されるよう工夫している	1 子どもの自主性、自発性を尊重し、遊びこめる時間と空間の配慮をしている	1.000	0.000	0.000
		2 子どもが、集団活動に主体的に関われるよう援助している	0.999	0.001	0.000
		3 子ども一人ひとりの状況に応じて、子どもが言葉による伝え合いを楽しみ、言葉に対する感覚を養えるよう配慮している	1.000	0.000	0.000
		4 子どもが様々な表現を楽しめるようにしている	0.999	0.001	0.000
		5 戸外・園外活動には、季節の移り変わりなどを感じとることができるような視点を取り入れている	1.000	0.000	0.000
		6 生活や遊びを通して、子どもがきまりの大切さに気付き、自分の気持ちを調整する力を育てられるよう、配慮している	0.955	0.016	0.030
4	日常の保育に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している	1 行事等の実施にあたり、子どもが興味や関心を持ち、自ら進んで取り組めるよう工夫している	1.000	0.000	0.000
		2 みんなで協力し、やり遂げることの喜びを味わえるような行事等を実施している	1.000	0.000	0.000
		3 子どもが意欲的に行事等に取り組めるよう、行事等の準備・実施にあたり、保護者の理解や協力を得るための工夫をしている	1.000	0.000	0.000
5	保育時間の長い子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている	1 保育時間の長い子どもが安心し、くつろげる環境になるよう配慮をしている	1.000	0.000	0.000
		2 保育時間が長くなる中で、保育形態の変化がある場合でも、子どもが楽しく過ごせるよう配慮をしている	1.000	0.000	0.000

表 17: カテゴリー 6(サービス提供のプロセス) 選択肢ごとの割合 (続き)

サブカテゴリー	評価項目		標準項目	実施あり	実施なし	非該当
6	子どもが楽しく安心して食 べることができる食事を提 供している	1	子どもが楽しく、落ち着い て食事をとれるような雰 囲気作りに配慮している	1.000	0.000	0.000
		2	メニューや味付けなどに工 夫を凝らしている	1.000	0.000	0.000
		3	子どもの体調（食物アレル ギーを含む）や文化の違い に応じた食事を提供してい る	1.000	0.000	0.000
		4	食についての関心を深める ための取り組み（食材の栽 培や子どもの調理活動等） を行っている	1.000	0.000	0.000
7	子どもが心身の健康を維持 できるよう援助している	1	子どもが自分の健康や安全 に関心を持ち、病気やけが を予防・防止できるように 援助している	1.000	0.000	0.000
		2	医療的なケアが必要な子ど もに、専門機関等との連携 に基づく対応をしている	1.000	0.000	0.000
		3	保護者と連携をとって、子 ども一人ひとりの健康維持 に向けた取り組み（乳幼児 突然死症候群の予防を含む） を行っている	0.999	0.001	0.000
8	保護者が安心して子育てを することができるよう支援 を行っている	1	保護者には、子育てや就労 等の個々の事情に配慮して 支援を行っている	0.999	0.001	0.000
		2	保護者同士が交流できる機 会を設けている	0.999	0.001	0.000
		3	保護者と職員の信頼関係が 深まるような取り組みをし ている	1.000	0.000	0.000
		4	子どもの発達や育児などに ついて、保護者との共通認 識を得る取り組みを行って いる	1.000	0.000	0.000
		5	保護者の養育力向上のため、 園の保育の活動への参加を 促している	1.000	0.000	0.000
9	地域との連携のもとに子ど もの生活の幅を広げるため の取り組みを行っている	1	地域資源を活用し、子ども が多様な体験や交流ができ るような機会を確保してい る	1.000	0.000	0.000
		2	園の行事に地域の人の参加 を呼び掛けたり、地域の行 事に参加する等、子どもが 職員以外の人と交流できる 機会を確保している	1.000	0.000	0.000

表 18: カテゴリー 6(サービス提供のプロセス) 選択肢ごとの割合 (続き)



サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
5 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重	1 子どものプライバシー保護を徹底している	1 子どもに関する情報（事項）を外部とやりとりする必要が生じた場合には、保護者の同意を得るようにしている	1.000	0.000	0.000
		2 子どもの羞恥心に配慮した保育を行っている	0.998	0.001	0.001
	2 サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している	1 日常の保育の中で子ども一人ひとりを尊重している	0.999	0.001	0.000
		2 子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮した保育を行っている	1.000	0.000	0.000
		3 虐待防止や育児困難家庭への支援に向けて、職員の勉強会・研修会を実施し理解を深めている	0.992	0.008	0.000
6 事業所業務の標準化	1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている	1 手引書（基準書、手順書、マニュアル）等で、事業所が提供しているサービスの基本事項や手順等を明確にしている	1.000	0.000	0.000
		2 提供しているサービスが定められた基本事項や手順等に沿っているかどうか定期的に点検・見直しをしている	1.000	0.000	0.000
		3 職員は、わからないことが起きた際や業務点検の手段として、日常的に手引書等を活用している	0.993	0.007	0.000
	2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている	1 提供しているサービスの基本事項や手順等は改変の時期や見直しの基準が定められている	0.997	0.003	0.000
		2 提供しているサービスの基本事項や手順等の見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案、子どもの様子を反映するようにしている	0.986	0.014	0.000

表 19: カテゴリー 6(サービス提供のプロセス) 選択肢ごとの割合 (続き)

サブカテゴリー	評価項目	標準項目	実施あり	実施なし	非該当
1 事業所の重要課題に対して、目標設定・取り組み・結果の検証・次期の事業活動等への反映を行っている	1 事業所の理念・基本方針の実現を図る上での重要課題について、前年度具体的な目標を設定して取り組み、結果を検証して、今年度以降の改善につなげている(その1)	1 具体的な目標を設定し、その達成に向けて取り組みを行った	0.976	0.008	0.015
		2 目標達成に向けた取り組みについて、検証を行った	0.945	0.012	0.043
		3 次期の事業活動や事業計画へ、検証結果を反映させた	0.930	0.022	0.049
	2 事業所の理念・基本方針の実現を図る上での重要課題について、前年度具体的な目標を設定して取り組み、結果を検証して、今年度以降の改善につなげている(その2)	1 具体的な目標を設定し、その達成に向けて取り組みを行った	0.968	0.009	0.023
		2 目標達成に向けた取り組みについて、検証を行った	0.936	0.020	0.044
		3 次期の事業活動や事業計画へ、検証結果を反映させた	0.921	0.029	0.050

表 20: カテゴリー 7(事業所の重要課題に対する組織的な活動) 選択肢ごとの割合

## 5 謝辞

本研究で分析対象とした，東京都福祉サービス第三者評価事業における第三者評価データをご提供いただきました東京都福祉サービス第三者評価推進機構及び公益財団法人東京都保健福祉財団に心より御礼申し上げます。また，東京都 A 市内保育施設における保育環境評価スケールによる評価の実施にあたり，ご協力いただきました A 市市長，A 市教員委員会及び担当課の職員の皆様，各園施設長及び保育者の先生方，アセッサーの皆様，事務スタッフの皆様にも心より御礼申し上げます。

本稿は以下の研究助成を受けました。東京財団政策研究所研究プログラム『教育の「質」が子供の成果に与える影響』，社会技術研究開発センター RISTEX「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プログラム『幼児教育の「質」が子供の学や認知能に与える効果の検証』，三菱財団社会福祉事業研究助成『保育環境評価スケールをもちいた保育の質向上プログラムの開発』